

日出町議会災害対応マニュアル

1. 目的

日出町議会（以下「町議会」という。）及び日出町議会議員（以下「議員」という。）は、日出町において大規模な災害が発生した場合、日出町議会における災害発生時の対応要綱（以下「対応要綱」という。）により行動することとしている。

このマニュアルは、対応要綱に従い、町議会及び議員が、日出町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）と協力・連携し、どのように対応すべきか、共通の認識を持ち、迅速かつ安全に適切な行動を図れるよう定めるものである。

2. 想定される大規模災害の判断基準

想定される大規模な災害の判断基準は、以下のとおりである。

| 災害種別 | 災害内容 |
|-------|--|
| 地震・津波 | <ul style="list-style-type: none">・町内で震度5強の地震が発生したとき又は県内の広範囲で震度5強以上の地震が発生したとき・大分県瀬戸内海沿岸区域に大津波警報が発表されたとき・上記以外で大規模災害発生が予想される時 |
| 風水害等 | <ul style="list-style-type: none">・大分地方気象台が特別警報を発表したとき・大分地方気象台が警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき・福岡管区気象台が鶴見岳・伽藍岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき・その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき |
| その他 | 自然災害のほか、大規模な火災や事故、新型インフルエンザ等の感染症等により、大きな災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき |

【参考】 日出町地域防災計画による町災害本部設置基準等による

3. 大規模災害発生時の対応

【初期行動（災害が発生してからおおむね24時間が経過するまで）】

(1) 本会議及び委員会等（以下「会議等」という。）開会中の対応

ア 議長又は委員長は、直ちに会議等を休憩又は散会し、状況に応じて議会事務局（以下「事務局」という。）職員に対し、議員及び傍聴者の避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。

イ 議長又は委員長は、町執行部が災害対応に専念できるよう、また議員が速やかに地域の一員として、地域での救助活動等、町民の安全確保、避難所への誘導、被災者の救出・支援等を行えるよう配慮する。

ウ 議会事務局長（以下「局長」という。）は、本会議においては議長、副議長、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長に、委員会においては当該委員会の委員長及び副委員長に、町災害本部が把握している被害状況や対応状況等を速やかに報告する。

エ 議長又は委員長は、ウの報告を踏まえ、当面の議会運営等について協議する。

オ 議長は、必要に応じて日出町議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置するなどの対応を行う。

(2) 会議等の開会中以外の対応

ア 議員は、速やかに自身の安全確保を行ったうえで、事務局に「事務局への連絡方法」（※1のとおり）により、自らの安否の連絡を行う。

※1 事務局への連絡方法

- ・電話 : 0977-73-3135（事務局直通）
- ・局長携帯番号
- ・Eメール : gikai@town.hiji.lg.jp
- ・FAX : 0977-73-0044（事務局専用）
- ・災害伝言ダイヤル「171」を利用
- ・LINEアプリ

イ 議員は、地域の一員として、地域での救助活動等、町民の安全確保、避難所への誘導、被災者の救出・支援等を率先して行う。

ウ 議長及び副議長は、速やかに登庁する。

エ 議長及び副議長は、必要に応じて議員の参集（※2のとおり）を求めるとともに、町議会内に支援本部を設置するなどの対応を行う。

※2 災害発生時の参集場所

- ・参集場所は、日出町議会議事堂（以下「議事堂」という。）とする。ただし、議事堂が被害を受け、支援本部の事務を行うことができない場合にあっては、議長が別に定める。

(3) 事務局の対応

ア 事務局は、「事務局への連絡方法」の返信状況を確認する。

連絡のない議員に対しては、事務局から安否及び連絡先の確認を行う。

イ 事務局は、議長及び副議長に、議員の安否を速やかに報告する。

ウ 局長は、議長、副議長に、町災害本部が把握している被害状況や対応状況等を速やかに報告する。

【中期行動（災害が発生してからおおむね24時間経過以降、7日間までの期間）】

- ア 議員は、自らの所在を明確にし、常に連絡が取れるように努める。
- イ 事務局は、安否の連絡のない議員の安否確認に努める。
- ウ 議員は、地域の被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じて議長に情報を提供する。
- エ 局長は、議長、副議長に、町対策本部が把握している被害状況や対応状況等を速やかに報告する。
- オ 議長は、議員に対して、収集・把握した災害情報の提供を行う。
- カ 議員は、議長から得た町対策本部の情報を町民に伝達する。
- キ 議長は、必要に応じて議員の参集を求める。
- ク 議長が招集した支援本部は、町対策本部から収集した情報、調査結果等を共有するとともに、次の事項について協議する。
 - ・議員の現況確認
 - ・今後の活動方針
 - ・調査活動のスケジュール
 - ・調査概要（調査場所、調査項目、調査方法等）
 - ・役割分担（被災地、避難所等への議員派遣等）
- ケ 議員は、支援本部の協議結果に基づき、担当する被災地、避難所に赴き、被災状況、避難所の状況等の調査を行う。調査終了後は、その調査結果を議長に報告する。
- コ 議員は、調査に際し、町民からの質問、意見等に対し、町対策本部からの情報に基づき、相談又は助言を行う。
- サ 議長は、調査結果を集約し、町対策本部へ報告する。

【後期行動（中期行動以降の期間）】

- ア 議長は、町対策本部と連携して、復旧・復興に向けた町の取組等について支援本部に諮って協議する。
- イ 議長は、支援本部の結果を集約し、町長又は町対策本部へ報告並びに提言する。
- ウ 議長は、国、県など関係機関等に対して要請活動を行う。この場合、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分に連携を図って行う。
- エ 議長は、要請結果等を集約し、町長又は町対策本部へ報告する。
- オ 議長は、前各号に定めるもののほか、必要な対応を図るとともに、早急に議会機能が回復できるよう努めるものとする。
- カ 議長は、他の地方公共団体の議会等からの支援物資・義援金等の受入れを行う。
- キ 議長は、町対策本部が解散したとき、もしくは支援本部において協議し、その役割が終了したと判断したときは、支援本部を解散する。

4、議長が不在の場合

議長が事故等により不在となった場合、支援本部長の職務代理者は、副議長、議会運営委員会委員長、総務産業常任委員会委員長、福祉文教常任委員会委員長の順で対応するものとする。

5、参集又は活動時の留意事項

(1) 服装・携帯品

活動する場合は、防災活動に支障のない安全な服装とし、町議会より支給された活動服・帽子又はヘルメット・長靴を着用する。また、手袋、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオ及び筆記用具等をできる限り携帯するとともに、個人用として食料、飲料水等も携帯する。

(2) 交通手段

災害発生直後は、道路事情により、自動車が使用できないことも想定されることから、その場合は徒歩、自転車又はバイク等を利用する。

(3) 緊急措置

火災又は人身事故等緊急事態に遭遇したときは、人命救助を最優先に適切な措置をとる。

6、その他

(1) 防災訓練等

議員は、町及び他機関や自治区等が実施する防災訓練等に積極的に参加するように努める。また、町議会は、災害の発生を想定した訓練等を定期的実施し、議員の災害対応に対する意識の醸成と対応行動の習得を図る。

(2) 町対策本部設置基準以下の災害が発生した場合

災害警戒本部等が設置された場合は、設置された理由、経過及び今後の見通しについて事務局は、町執行部が把握している情報等を議長に報告するものとする。

議長は、災害警戒本部設置等の報告を受けたときは、関係議員等に報告する。

(3) 議会災害対応マニュアルの見直し

このマニュアルを変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(4) 日出町緊急一斉連絡メールへの登録

議員は、情報収集の手段として、日出町緊急一斉連絡メールへの登録を行うものとする。